

原子力規制委員会

令和2年度第1回政策評価懇談会

原子力規制庁

原子力規制委員会

令和2年度第1回政策評価懇談会 議事録

1. 日時

令和2年7月3日（金）10:00～12:00

2. 場所

原子力規制庁13階会議室A（Web会議システムを併用）

3. 出席者

飯塚 悦功 東京大学名誉教授 公益財団法人日本適合性認定協会理事長
大屋 雄裕 慶応義塾大学法学部教授
亀井 善太郎 PHP総研主席研究員
立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授
城山 英明 東京大学公共政策大学院教授 東京大学大学院法学政治学研究科教授
藤田 由紀子 学習院大学法学部教授
町 亞聖 フリージャーナリスト

事務局

荻野長官
片山次長
櫻田原子力規制技監
村山政策立案参事官
本橋監査・業務改善推進室長

4. 配付資料

資料1 原子力規制委員会第2期中期目標
資料2-1 令和元年度実施施策の政策評価の概要（案）
資料2-2 令和元年度実施施策に係る政策評価書（案）
資料2-3 規制の事後評価書（案）
資料3 原子力規制委員会令和2年度重点計画（政策体系を含む。）

資料4 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）

机上配布1 政策評価懇談会の開催について（開催要領）

机上配布2 原子力規制委員会政策評価懇談会委員名簿

机上配布3 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

机上配布4 令和2年度原子力規制委員会政策評価実施計画

机上配布5 原子力規制委員会政策評価基本計画（令和2年度～令和6年度）

机上配布6 令和元年度原子力規制委員会年次報告

机上配布7 令和元年度原子力規制委員会年次報告の概要

5. 議事録

○村山参事官 定刻になりましたので、これより令和2年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会を開催いたします。

私は、原子力規制庁で政策評価を担当しております村山と申します。

議事に先立ちまして、配付資料の御確認をさせていただきます。

配付資料につきましては、お手元の資料の一番上にごございます議事次第、こちらの4番、配布資料というところに一覧を載せております。御確認いただきまして、もし過不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。

委員の先生方の名簿につきましては、机上配布資料2にお配りをしております。五十音順で御紹介をさせていただきます。

公益財団法人日本適合性認定協会理事長、東京大学名誉教授の飯塚悦功様。

慶応義塾大学法学部教授の大屋雄裕様。

PHP総研主席研究員、立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授、亀井善太郎様。

東京大学公共政策大学院・大学院法学政治学研究科教授、城山英明様。

それから、Web会議システムを通じての御参加となりますが、学習院大学法学部教授の藤田由紀子様。

フリージャーナリストの町亞聖様。

以上の6名の委員に御出席を頂いております。

なお、本日は、Web会議システムを併用しての開催となりますけれども、Web会議システ

ムを通じて御発言される際には、カメラに向かって挙手をし、議事進行役もしくは事務局から分かるようにしていただければと思います。また、御発言につきましても、普段よりゆっくりめでお願いできればと思います。それから、ハウリング防止のため、発言時以外には、画面のボタンを操作して、マイクをミュートにいただければと思います。

もし、音声聞き取れない場合など、不具合が発生した場合には、議事進行役もしくは事務局のほうから申し上げますので、再度、御発言をお願いする場合がございます。

また、何かありましたら、事前にお知らせしている事務局の電話番号のほうにおかけいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、これから議事に入っていただきたく存じますけれども、座長の選任につきましては、前回は座長をお願いした飯塚委員にやっていただければと考えておりますけれども、委員の皆様方、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○村山参事官 ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、飯塚座長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○飯塚座長 飯塚でございます。

それでは、以降の進行役を務めさせていただきたいと思います。御協力のほど、よろしく申し上げます。

早速、議題に入りたいんですが、議題の(1)番ですね。原子力規制委員会第2期中期目標についてでございます。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○村山参事官 それでは、資料1、「原子力規制委員会第2期中期目標」について、御説明をいたします。

この第2期中期目標については、昨年度、2回開催されたこの政策評価懇談会におきましても、様々な御助言、御意見を頂いたところでございます。

そうした御指摘を踏まえまして、さらに原子力規制委員会において議論を重ねまして、本年2月にこちらの第2期中期目標を取りまとめたところでございます。

簡単に御紹介させていただきますけれども、1ページ目に前文ということで、こちらについては、この政策評価懇談会の御指摘で、前文に、この前の第1期の総括や現状認識、それから今後に向けての課題などをまとめてはどうかという御指摘もございましたので、

このような形で前文をまとめております。

最初のパラグラフで位置づけを述べておりますけれども、この中期目標は組織内のマネジメントを効果的・効率的に行う観点から、その多岐にわたる施策を体系化し、方向性、プライオリティを示すために作成しているというものでございますけれども、その次のパラグラフに「第1期中期目標期間の取組を振り返ると、」ということで総括をしております。

各種の取組、さらに組織及び体制について述べた上で、2ページ目の2パラグラフ目ですけれども、「第1期中期目標の期間を、原子力規制行政の礎を固めるための期間と捉えるならば、」ということで簡単に総括をしております。その上で、第2期中期目標期間は、「規制の根幹にある考えを規制活動に定着・浸透させる期間である」というふうな認識。さらには、新たな課題にしなやかに対応できる組織づくりを進めるといったことを述べております。

3ページ目ですけれども、具体的な中期目標の中身でございますが、第1のところでは、中期目標期間、これまで同様の5年間ということで設定しております。

第2の組織目標、これは第1期と引き続き維持しております、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」ということを掲げております。

第3の施策目標のところ、大きく5本柱で施策目標を設定しております。一つ目が「独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実」ということで、これは、主に組織との対比で申し上げますと、原子力規制庁の長官官房が担っている業務について設定しているものでございます。この中で、「(戦略)」というところで、各種のそれぞれの取組を並べておりますけれども、例えば、昨年度の政策評価懇談会で、情報の発信につきましても、情報の洪水に肝心なものを埋めてしまわないようにするような工夫なども必要ではないかという御指摘もございましたので、この(1)の二つ目のポツ(・)では、透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むといったことを盛り込んでおります。

それから、次の4ページ目でございますけれども、昨年度の政策評価懇談会で、特に人材の確保あるいは専門性、その確保すべき、あるいは育成すべき人数の規模感といったことの指摘もございました。これにつきましては、この4ページ目の中ほどの(3)の「職員の確保と育成」というところで、幾つか目標を設定させていただいております。

これに加えまして、原子力規制委員会では、人材育成の基本方針というものをまとめて

おりまして、これにのっとして人材の確保や育成を図っているというところでございます。

それから、次の5ページ目ですけれども、ここからが2本目の柱、「原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化」という目標でございます。

こちらについては、組織の対比で申し上げますと、主に原子力規制部と技術基盤グループが担っている業務に関するものでございます。

ここでは、原子力規制をまさにやるということで、例えば、(1)の「原子炉等規制法に係る規制の実施」というところで、最初のポツですが、法定の審査、検査を厳正かつ適切に実施することにより、安全上重大な事象を発生させないというアウトカム目標のようなものも設定しております。また、このページの下の方の(4)の「規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応」というところでは、バックフィット制度、リスク情報の活用など、新規性の高い目標も設定しております。

続いて、6ページ目ですけれども、こちらの中ほどから、三つ目の柱、「核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施」でございます。こちらについては、主に放射線防護グループが担っている業務について、目標を設定しております。

こちらについても、核セキュリティ対策、この(1)の一つ目のポツですけれども「核セキュリティ上重大な事象を発生させない。」、あるいは、二つ目でございますが、放射性同位元素等の防護についても、「核セキュリティ上重大な事象を発生させない。」といったアウトカム目標を設定しております。(2)の保障措置の実施につきましても、IAEA（国際原子力機関）からいわゆる保障措置拡大結論を引き続いて出させていただく、維持するというところで、アウトカム目標を設定しております。

続いて、7ページ目、4本目の柱、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明」ということで、これについては、第1期に引き続きまして、特出しで施策目標に設定しております。内容としては、これは従前と同じになりますけれども、大きく分けますと、廃炉の監視、それから事故の分析、それから放射線モニタリングの実施という3本柱の目標になっております。

最後、五つ目の施策目標が「放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施」ということで、こちらについては、組織で申し上げますと、概ね放射線防護グループの業務についての目標ということになります。

内容につきましては、8ページ目の(2)の放射性同位元素等規制法に係る規制の実施というところで、一つ目のポツ、「安全上重大な事象を発生させない。」といったアウトカム

目標を設定しております。

それから、(4)の「危機管理体制の整備・運用」につきましては、昨年度の政策評価懇談会で、こういった分野については、ほかの関係組織との連携など、詳しく書き込むべきではないかといった御指摘もございましたので、このように、ある程度、文章的には長くなりましたけれども、目標を設定しております。

このような形で、第2期中期目標を原子力規制委員会のほうで制定したところでございます。

資料の説明は以上です。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

ただいまの資料の御説明に対しまして、御意見、御質問ございましたら、どうぞお願いいたします。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 どうも御説明ありがとうございました。

若干、大きな論点と細かいことの確認なんですけど、今回の新しい第2期中期目標のその一つ目の施策目標ですけど、「独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実」となっているわけですね。

それで、第1期を明確に覚えているわけではないんですけど、例えば、後で議論される令和元年度の政策評価の事前分析表なんかを見ると、施策名は「原子力規制行政に対する信頼の確保」となっていたと思っています。

そうすると、信頼の確保というのを、「独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実」に変えているんですけども、今日の御説明の中で、何箇所か、ここはアウトカムですという御説明があって、それはそれで大変いいと思うんですが。逆に、ここの部分って、考えようによっては、アウトカムで定義していたものをもうちょっとアウトプットに近いものに変えたという側面があるのかなと思うんですけど、その点、いかがでしょうかということです。

これは、信頼の確保というのをどう測定するかって、いかに難しいかって、我々はエンドレスに議論してきたので、現実的にオペレーショナルなことを考えると、多分、こうしたほうがいいというところは理解可能ではあるんですが、他方、最終的な目標というのは、単に独立性・中立性・透明性というのは手段であるところがあって、最終的に組織として信頼を確保するということが重要な気もしますので、その辺をどういうふうにか

えられて、今回こういう決断をされたのかということをお伺いしたいというのが大きなポイントです。

二つ目は、かなり形式的なことになるのかもしれませんが、例えば、2ポツの安全の話は原子力規制となっていて、3ポツの核セキュリティは核セキュリティ対策、それと保障措置となっていて、それから、放射線防護も対策って5になっているんですけど、この規制と対策と措置というのは何か使い分けはあるんでしょうか、そういうことに関する確認です。

よろしく申し上げます。

○飯塚座長 いかがですか。簡単にリアクトできれば。

○村山参事官 私どもの、原子力規制委員会における議論を踏まえての認識を申し上げますと、信頼の確保というところについては、信頼の確保のみを目標として、殊さら、とにかく信頼さえ上がればいいということで活動するのはいかがなものかというのが、根底にあったように感じております。原子力の規制機関としては、独立性・中立性・透明性をとにかく出していく。信頼性を高めるということだけに仮に集中すれば、いろいろな方策があるのかもしれませんが、いろいろ宣伝広告を打つとか、ひよっとしたらあるのかもしれませんが、まずは、それよりは、基本に立ち返って、独立・中立・透明というのをきちんとやる。その上で、信頼というのは、今すぐではないのかもしれませんが、徐々についてくるものではないだろうかという考えがあったように思います。

そういったことが、今、御覧いただいた前文の最初のパラグラフに書いておまして、このような取組をやっていくことで、「原子力規制行政への信頼の向上につながるものと考え。」というふうにまとめてございます。

一方で、信頼自体は、アウトカム目標として、一つ考えられる候補であると思っておりますけれども、それについて、もしかしたら、将来そういった目標も立てられるのかもしれませんが、現時点では、本日は、実はこの中期目標を踏まえた年度ごとにつくる重点計画というのも後ほど御説明いたしますけれども、その中で、今後、設定していくということも、もしかしたら可能かもしれませんが、ただ、現時点では、明確に信頼度何%を目指すとかといったことまでは、議論はなかったと認識しております。

あと、それから、文言ですけれども、文言の使い分けとしての規制であるとか、対策であるとか、措置といったことでもございますけれども、これも、確かに安全規制を法律に基づいてやっていて、その上で、同じ原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉

の規制に関する法律)でセキュリティ対策についても規制を設けております。また、保障措置についても、保障措置規制と申しますか、計量管理規制をやっているところでございますけれども、核セキュリティ対策については、その規制によって事業者にやらせるのみならず、国も、例えば、治安機関であるとか、そういった連携体制の中で強化を、対策を講じていくといったことで。

○飯塚座長 いえ、ごめんなさい。意味じゃなくて、言葉の使い分けの理由を教えてくださいということです。

○村山参事官 そういった取組の性格を踏まえますと、単なる規制というよりは、国全体としての対策ということで、対策という言葉が合っているのかなということを使っております。保障措置につきましても、計量管理規制というよりは保障措置、言い方のほうが通常使われておりますので、そういった文言にしているというふうに理解しております。

○飯塚座長 意味が違うということですか。

○片山次長 よろしいですか。原子力規制庁次長の片山です。

核セキュリティは、今、村山からありましたように、治安機関との連携というのがかなり大きなウエートを占めているというところがあって、単に規制にとどまらないということと対策というような言葉を使っております。

RI(放射性同位元素)のセキュリティの世界でも、例えば、使わなくなった放射線源というのを、いかに円滑に海外に返還するか。これは、規制の枠を超えるようなところもあるんですけども、そういったようなところも事業者を指導したり、アドバイスをしたりというようなことをやっております。

それから、保障措置は、原子炉等規制法に基づいて保障措置検査を国内の事業者に行うとともに、その結果をもって、IAEAの査察に対応しなきゃいけないというところがありますので、単なる規制ではなくて、対IAEAという業務のウエートが非常に大きくなっております。そういうのを含めて全部保障措置という言葉で、これまで定着した言葉でございますので、保障措置という言葉を使っております。

それから、放射線防護対策というのは、RI法に基づく規制も当然あるんですけども、よりそれを越えた、例えば、放射線審議会で扱うような、ICRP(国際放射線防護委員会)とかで新しい勧告なんかが出た場合に、じゃあ、それを国内にどう取り入れていくのかといったような議論というものも含めて、放射線防護対策の中に入ってまいりますので、そういう意味で単に規制じゃない、単に規制にとどまらないというところを対策ということで、

より広く捉えているということ、それから、保障措置はもう定着した用語であるので、保障措置という言葉を使っていると。そういう使い分けでございます。

○城山委員 一言だけですが、大体分かりましたけれども。

ただ、逆に言うと、原子力安全規制って、狭い意味での規制だけではなくて、多分いろんな要素を組み合わせると現実にはやっているという側面があると思うので、逆に、そういう側面が原子力安全規制の本体のところにはないと思っちゃうと、またそれはそれで問題なのかなという気がします。

○片山次長 ただ、安全対策という言葉は、事業者側も使っている言葉になってくるので、そのところは、規制という言葉で使い分けをしておいたほうがいいのかということ、あえて規制という言葉にしております。

○飯塚座長 分かりました。

亀井委員、お願いします。

○亀井委員 ありがとうございます。

これまでのこちらの懇談会での指摘も踏まえて、委員会で真摯に議論されたのかなというふうに感じさせていただきました。

行政ですから、文書に基づいて、いろいろとマネジメントを進めていくということで、今後のマネジメントをいかに進めていくのかということについて、ぜひ、お伺いさせていただきたいと思います。

本件は、現状認識があって、あるべき姿があって、これを埋めるものを戦略であるというふうにした。これを全般に広めていって、かつ、それを組織ごとに落としていくから、なるほど、この文書は組織をカバーしているし、かつ、時間軸としての5年間をカバーしているんだというのは、とてもよく理解できるんですが、一方で、恐らく、今日、この後出てくる話の中で、事後評価のところにも、文書に関するマネジメントシステムですとか、そういったものは幾つかお話が出てきて、さらには、この後、議題の(3)のところ、重点計画というのは1年なんですというようなお話がありました。

一方で、この話は5年ですと。で、1年ですと。この間を埋めるものという文書というもの存在をどう考えたらいいんですかということについて、ぜひ、お伺いをしたいと思っています。

例えば、人材育成なんかの場合ですと、こういうのはロードマップというのを、よくしばしば言われていて、例えば、5年だと長過ぎて、1年ですと。この間を埋めるものという

のは、組織で様々につくられる場合があるんですが、こういったものを、皆さん、どういうふうに具体的な運用として設定していこうとお考えになっていらっしゃるのか、ぜひ、マネジメントとしての考え方をお伺いできればと思います。

○村山参事官 事務局の村山でございます。

全部をカバーするようなお答えができるか分かりませんが、まず、3ページ目の一番下でございますように、マネジメントシステムを組織全体に定着させるというような目標も掲げております。

そこについて、実は、後ほど御説明する重点計画の中で5か年の行動計画をつくるというのを計画しております。まさに、この5年分の計画と各年度の取組をつなぐような位置づけになるものでございます。

また、4ページ目のほうの一番下に、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」というものに言及しておりますけれども、事案、事案に応じて、必要に応じて、先ほど口頭でも人材育成の基本方針があるというようなことも申し上げましたけれども、あるいは、そういう個別の新しい規制の検討について、方針について原子力規制委員会のほうに諮って、ある程度中期的な計画を共有しながらやっていくとか、そういった取組はいろいろやっているところでございます。

○亀井委員 ぜひ、伺いたいのは、しばしば多くの役所で、原子力規制委員会がそうでないことを祈りたいんですけれども、こういうものがよく出されます。これは、このピラミッド型で、上位目標があって、中位目標があって、一つ一つの事業で、大体、説明があるときには、上のほうは、「それはそれとして」というふうな形で、下だけが勝手に動くということがよくあるんですよね。

特に、こういうふうな形で、せつかく組織ができて、まさに今、これから組織文化を構築していくところに、「それはそれとして」というようなものが当たり前の形にならないでいただきたい。

ここは、極めて重要なところで、この上にある上位概念、今回のペーパーというのは、このピンクの部分に相当するんだと思うんですけれども、このピンクの部分とグリーンの部分をつないでいくか。しばしばこれは官僚機構だからということではなくて、組織が硬直化してくると、グリーン部分が独り歩きしていくということがとても多く出てまいります。この部分をどういうふう回避していくのか、有機的につなげていくのかという工夫についてお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○片山次長 原子力規制庁次長の片山です。

恐らく、原子力の規制機関にとって、その間をつなぐ概念というのは、安全文化という言葉なんじゃないかなというふうに思っています。

常に上位の目標に立ち返って、物事を考える。我々の組織理念という、五つの組織理念を作っていますけれども、常にそれに立ち返って業務をやるというのを、組織にいかに定着させるのかということかなというふうに、今、直感的に思いました。

実は、この第2期中期目標期間中に、この安全文化というものを組織にどう定着させるのかという計画を、今、事務局で用意しておりまして、近々、原子力規制委員会に諮りたいというふうに思っているんですけども。組織の安全文化自身もPDCAをどう回していつて、やっていくのかという取組を、実は昨年度から始めているところがありまして、これもシンクタンクなんかを外注して、その職員へのインタビューまで含めてやってもらったんです。

そうすると、認識ギャップがかなりあると、職員の間で。例えば、私は官房業務なんかを見ているんですけども、じゃあ、普段、会計の事務をやっている人間に安全文化と言われて、ぴんとつながらないって、それは当然だと思うんですね。だから、それをどうブレークダウンをしていけば、自分の業務と上位の理念というのが結びつくのかということをやっていかなきゃいけない。これが第2期中期目標期間中の非常に大きな課題だというふうに思っています。

それと、あとは、一種のプロジェクトマネジメントみたいなもの、要素もあるのかなと思っていまして、1年で完結するものもあれば、2年、3年がかりのものも当然あるわけで、そういうものは、その業務の性格に応じて、しっかりマネジメントをしていくための段取りというものを、必要があれば原子力規制委員会に了承を得た上で、事務局が動くというようなことは、個別に癖をつけていきたいというふうに思っています。

○亀井委員 ありがとうございます。

今のお話が多分すごく大事なところで、とにかく、「それはそれとして」ということを言わせないようにするというのは、とても大事で、まさに次長がおっしゃったように、立ち返るような文化をどうやって、ある種の、官僚一人一人の態度をどう構築していくかという話になるんだと思いますので、ぜひ、そこは徹底していただいて、かつ、それが硬直化しないように、5年と1年という、実はすごくつなぎ合わせの悪い組合せになっているわけですので、そこをどういうふうにつないでいくのかというところは、柔軟に工夫してい

ただくといいんじゃないかなというふうに思いました。

ありがとうございます。

○飯塚座長 藤田先生、どうぞよろしくをお願いします。

○藤田委員 ありがとうございます。

私のほうからは、まず、3点ほど単純な感想なんですけれども、第1期中期目標に比べて、前文をつけていただいたというのがすごくよかったということと、あと、2番目は、こちらの要望も聞いていただいて、適宜、注釈をつけていただいたということで、この文書が外に向けて開かれている印象を与えているのではないかと思います。

それから、3点目は、骨子案のときに比べて項目が整理され、すっきりまとめられたと思われま。

ただ、一方で、これは今の亀井委員の御発言とかなり近い内容なんですけれども、項目が整理されてすっきりしたというのものもあるんですけれども、ただ、例えば、1の「独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実」ということで、これは、これだけすごく違和感があって、それが、これは組織をベースに施策目標を決定されたということのを伺って納得できた部分はあるんですけれども、それでも、「独立性・中立性・透明性の確保」と「組織体制の充実」というのが、この二つの若干異なる内容を結びつけるのに、組織ごとに設定をしたという説明以外に何かあるのかなと、何か説明していただけるのかなというのが疑問に思った点なんですけれども、それは、先ほども亀井委員がおっしゃったマネジメントの話につながるのかなと、御発言を聞きながら考えました。

それから、これも、亀井委員の御発言とすごく近い内容なんですけれども、この中期目標が重点計画にブレークダウンされて、そして、日々の業務へとつながっていくわけなんですけれども、私も、せっかくこうやって作成されたこの文書が、単なる文書で終わらずに、日々の業務においても意識されるものであってほしいというのが私自身も感じたことですので、今、安全文化を定着させるというお話がありましたけれども、安全文化をいとするのか、そのほかの仕組みを講じるのか、いずれにせよ、この文書を日々の業務においても、職員の皆さんが意識されるものにしていただきたいと思います。

以上です。

○飯塚座長 どうぞ。

○荻野長官 組織ごとに目標を立てていて、その場合の第1点が「独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実」で、やや違和感のある結びつきだというお話がありました。

これは、一言で言うと、官房業務ということなんですけれども、これはやや個人的といえますか、行政組織法おたくである私の個人的見解になるかもしれませんが、官房というのは何かということですね。

いろんな役所も、今は、〇〇省大臣官房になっていますけど、昔は〇〇大臣官房を置くという言い方になっていて、委員会なり、大臣なりのトップマネジメントを補佐する組織であるんだろうと。

そういう機能的な概念といえますか、単に道路と河川と、それぞれ分野を分けるんじゃないで、ある組織全体を束ねる仕事が官房の仕事ということがありまして、ですから、官房には官房長と。（原子力規制庁には官房長は）いないんですけれども、次長が実際を見えていますけれども、組織の在り方としての独立性なり中立性を、組織横断的に常に委員会の下に、それを形づくっているという仕事があるんだろうと思います。

そういう意味で、組織体制の充実という、いわゆる狭い意味の人、物、金の総務的な業務という意味で捉えますと、それは非常に内部管理業務じゃないかというようなことになるんですけれども、それは単なる内部管理ということではなくて、委員会のマネジメント、全体のマネジメントを支えている部局なんだということで、これはほかの個別の原子力規制とか、放射線防護とかという、そういう業務とは別の塊としてあるんだろうということで、そういう意味で、意味のないまとめ方ではないようにも思います。

ですから、あくまで独立性・中立性・透明性というのは、まさに日々の個々の行政自身がそうじゃなきゃならないんですけれども、そういいますと、これ自身が必ずしも目的という形ではなくて、当たり前のことになってしまいますので、官房が全体のリーダーシップを執って、組織としてきちんとした廉潔な組織であるみたいなことを支えていくということで、一つのまとまりになっているということではないかというふうに、若干、感覚的な説明でございますけど、それに関して。

○飯塚座長 ほかにございますか。

じゃあ、まず、大屋委員。それから、町委員。

○大屋委員 慶応義塾大学の大学でございます。

単に、ほかの委員のおっしゃったことにかこつけて、多少概念の明確化を図るということなんですけれども、信頼性という言葉の中身というのは、やや明確に考えたほうがいいのかというふうに思っております。

城山委員も御承知のとおり、私はAIのトラストの問題、研究なんかに関わっているの

すが、そこでは、最近、「トラスト」と「トラストワーシネス」を区別するようになってきています。

「トラスト」というのは、例えば、利用者が現実に信頼しているか、信用しているかという主観的な状況であるのに対し、「トラストワーシネス」というのは信頼に値するというシステム側の客観的な状況である。

現実には、この両者の間にしばしば乖離があり、イワシの頭でも信心してしまう人がいるわけですし、どんなにトラストワーシーなシステムを作っても、俺は絶対信じないという人は一定数は発生するであろうと。

このときに、これは微妙な問題があるんですけど、少なくとも私は法律学とかを中心とする社会科学の目的というのはトラストワーシネスの確立にあって、その信頼に値する客観的な状態というものをつくるということは、外形的にいろんなデバイスを使ってできることである。その中身というのをさらにブレークダウンすると、ここにまさに掲げていただいたような独立性・中立性・透明性ということになってくるのだろうという位置づけができるだろうと考えています。

逆に言うと、トラストそれ自体というのは、実は心の問題であり、心をいじるというのは、直接的には社会科学のあんまりできないことである。その意味で、これは文化的なものであり、もちろん組織内部において、ガバナンスのシステム、プラスアルファで安全文化が必要であるということが、今、強調されてきたところだったわけですから、トラストワーシーなものがちゃんとトラストされる文化というものが、多分、追加的な要素としてあるとは思いますが、それは原子力規制庁ないし原子力規制委員会の外側の社会的事情であるということで、取りあえず区切って、この中期目標なんかでは、対象にする信頼性というのは、これはトラストワーシネスのことなんだということは明確にしておいたほうがいいだろうというふうに思っております。

以上です。

○町委員 町です。よろしく申し上げます。

この前文に書かれている、私が気になったというか、これを絶対実行してほしいなど思うのは、前例主義にとらわれないというところが、前文にも、「前例を踏襲する弊に陥らず」とありますし、その後の3ページの福島第一のところも「前例主義に陥らず」ということを2回書かれています。

私も、初めからこの会議に携わらせていただいています、本当に福島廃炉から核セ

キュリティまで、恐らく部署によったら全く違う内容の仕事をしているので、先ほど、ほかの先生の話の中でも、中期のもの、短期のものといって、そういう意味でも、いつまでに達成するか、あと、きっとここにいる人たちが生きている間に達成できるか分からないものもある中で、目標を定めて成果も出していかなきゃいけないという中で、大事なものは理念なんだと思うんです。次長がおっしゃったように、安全文化ということを一一人が本当に意識することだというふうに思います。

でも、ただ、最初に書いてあるとおり、400、500人余りだった職員が、今は1,000人を超えていて、担当の方も入れ替わっていきます。その入れ替わっていく中で、どうやってちゃんと発足当初の、あと、なぜ発足したのか、原子力規制庁がなぜできたのかということから、ちゃんとそれは伝えられていかないと、目の前にある仕事をこなすだけでは原子力規制庁の仕事ではないということをこれからも伝えていくということをしつかりしていただきたいというふうに思います。

城山委員が指摘した、私も核セキュリティ対策のここ、推進って。前は強化と書いてあったので、これは推進で。私は何回もここで聞いているお話です。核サイクル、エネルギー政策をどうするのかというのを聞くと、それは原子力規制庁ではなくて、資源エネルギー庁だというふうな返事が返ってきたりするんですけど、ただ、私は、これだけ長く原子力規制庁が国際的な舞台にも立って、核セキュリティに対して、公の場に海外の方たちと一緒に会議に参加したりしている以上、ここの部分を、これは推進でいいんですか、規制なのかなという。これは核セキュリティというと、余剰プルトニウムをどうするのかという問題も含まれてくる。これを言うと、違うというんですけど。でも、国内にあるプルトニウムがちゃんと守られているかということが平和利用だということだと思いますので、原子力規制庁のカバーするエリアというのを、このままなし崩しに広いままでもいいのかなというのを感じます。この後、細かい達成したものの中でも質問はしていきたいと思うんですけども。

そういう意味では、多岐にわたる仕事の中で、前例にとられないというところの部分が盛り込まれているのは、私は、この中期目標に関しては、念押しでよかったかなというふうに思っています。

以上です。

○飯塚座長 今、セキュリティのところを回答いただけますか。

○片山次長 まずは、前例にとられないというところは、更田委員長の口癖でもありま

して、過去こうだったからという説明は許さずというのが、原子力規制委員会、原子力規制庁の文化としてかなり定着してきているのではないかと、引き続き、これはやらなきゃいけないことだというふうに思っています。

それから、核セキュリティ規制につきましては、実は、前の第1期中期目標のときに、かなり大きな制度改正というのが完結しています。向こう5年間を見たときに、そこまで大きな制度改正というものは取りあえず念頭にはなくて、第1期にやってきたことをいかに定着をさせて、我々も事業者に対しても浸透させるかということかなということで、強化だと、また何か大きな制度改正があるのかというふうになってしまうなというところで、引き続きやっていくという、そういう意味で推進という言葉になっているというふうに捉えていただければと思います。

○町委員 先日というか、読売新聞が書いていましたけれども、エネルギー石炭火力を大幅に削減していくという、これは日本全体で考えるエネルギー政策ですけども、国がこうやってエネルギー政策を大転換するような方針を示しておりますので、だから、その中でも、原子力規制庁としてはどういう形で、原発を審査して規制していますけれども、今後、そういう意味では、エネルギー政策に対しては、どういう形で、立場で、自分たちは対策、政策には提案するものではないというふうな、繰り返しお答えはいつも聞いているんですけど、多分、大転換期にこれから来るんじゃないかというふうに思っておりますので。そういう意味では、原発も含めた、原子力も含めたエネルギー政策に対する、そういうのも今後は、多分、明確にしていかなきゃいけないのかなというのは感じております。

○荻野長官 いろんな動きがあるのかもしれませんが、これは、例えば、前の田中委員長が退任のときに、国会の委員会でも、特に許すので挨拶代わりに所見を述べよという機会を頂きまして、原子力の在り方、利用の在り方につきましては、これは、我々が規制をするための大前提であるので、ぜひ、国会なら国会という場できちんと議論をしてほしいということは、それは明確に言っております。

いろいろ御意見があるかもしれないけど、我々としてはそこまで、その代わり、政策的な議論は必要であるということは、我々もそれは認識しておりますし、それを期待しているということはもちろんでございます。

○飯塚座長 ありがとうございます。

私からもよろしいですかね。

去年、素案を検討して、それで改めて今回読んでみて、最初に何かちょっとした違和感

があって、何かというと、多分、城山委員と同じような感覚を一瞬持ちました。

結局、私たちがこの政策評価懇談会で評価したいと思っているのは、目標という名前をつけている計画が真っ当かどうかということについて意見を言えというふうに認識した場合、結局、計画というのは、ねらう目標、目的があって、それを達成する手段、方法論があって、両方ともまともかということを見なきゃいけないわけじゃないですか。

ところが、5本の柱で見ると、今の組織構造に沿った柱が立っていて、結局は、組織全体の目的、目標を達成する手段系、担当業務といますか、それに関することはわっと書いてあるわけじゃないですか。

そうすると、最初に書いてある組織目標というものと、組織全体として達成しなきゃいけない何かあるべき姿、状態といますか、こんなものを達成したいというようなものがあって、それを何とかするための方策なり手段として、こんなものが存在しているという関係がよく見えないのかな。いきなり五つに行くのがいけないのかなという感じがいたしました。

結局、目的、目標であるとする、この場合は、社会ニーズかな、規制ニーズかな、その上位のニーズ、目標に対して、まともな目標が立っているのかということを見なきゃいけないし、手段のほうでいくと、その目的なり目標なりを達成する手段系がまともなものができるのかとか、どのくらいリソースがかかるとか、コストがどうか、難しさとか、そんなことを考えて、まともなのかということを考えるわけじゃないですか。

そう考えたとき、今回の五つの柱を見たときに、先ほど何回もいろんな先生から質問が出ているんだけど、結局、この手段系のことを目標に掲げているものをやったときに、それによって達成しようと思っているものはどうなるのかということに関するイメージどのくらい持っているんだろうかということが気になりました。

最初の、先ほどから言っている独立性・中立性・透明性に関していうと、それから、組織体制充実ということを用いて、これは結局、信頼性が上がるのかとか、もしくは規制の価値とか使命かな、これが達成できるのかとか、もしくは、原子力規制庁の内部の運営体制、これがまともになるのかという感じ、その目的と手段の関係みたいなものを意識したように動かしていくことをしていかないといけないのかなと思っていました。

亀井委員から、マネジメントに関して、あれは5年と1年の目標があるが、実は、5年と1年だけじゃなくて、赤いところと緑のところの関係、中期目標と年度実施計画の関係を明確にし、このためにこれをやっているんだということを常に失うなということの指摘があ

ったじゃないですか。それを明示的に見せながらやっていくマネジメントシステムという
ようなものがないと、いけないのかなという感じは受けました。だから、このままでいい
と思うんだけど、何のためにということをしちんとすることを考慮してほしいです。

2番目の原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化という、結局、これで妥
当、的確な規制になるのかという、これは定義するのは難しいんだけど、とか。もしくは、
技術力は本当に上がるのかとかというようなこと。これだけのことで、どれだけの効果
があるんだ、基盤を作ってどれだけ効果があるんだということ、そんなことを見ていくよ
うなことをしないといけないと思います。

これからの指標を設定するときに、前から難しさは何回も経験しているわけだけど、結
果的によりよくなるのかということはどうやって測ればいいんだということ、結局、実施手
段のほうの進捗みたいなもので見ているんだけど、本当にそれでいいんですかというよ
うなことにつながってくるかなというふうに思っております。

ここまで来ちゃっているから、これを運用していくんだけど、運用するときに、ぜひ、
ここに書いてあることによって達成しようと思っている状況は何であるかということに関
係する方が意識しながら見ていく。それから、指標にどれだけのものをしちんとするか、
難しいんだけど、これをやって、何がどんなふうによくなるかなということを一側面
でもいいから見ていくような、そんな形の運営にするような、そういうふうに使ってほ
しいなという感じをいたしました。

私からは以上なんですけども、ほかに何か御指摘ございますか。よろしいですか。

城山先生、どうぞ。

○城山委員 今のような文脈で見たときに、荻野長官が言われたのとは違う意味なのかも
しれませんが、多分、独立性・中立性・透明性と組織体制の充実とセットにする意味を持
たせるやり方はいろいろあるのかなという気がしました。

つまり、どういうことかということ、独立性・中立性・透明性というのは大事なんだけ
ど、さっきのトラストワシネスみたいなものを確保しようと思うと、多分、能力がない
と困るわけですね。能力がないのに、独立性と中立性と透明性だけあっても誰も信用し
ないということになるので、そういう意味でいうと、独立性・中立性・透明性と組織体制
の充実って、まさに能力の確保に関わっているので、そういうふう整理していただ
けると、多分、この四つが並んでいるということの意味というのが分かってくるのかな
という気がする、どういうメッセージでこれを伝えるかということは、運用の際にいろいろ

考えていただければなというふうに思います。

○飯塚座長 ほかによろしゅうございますか。

それでは、次の議題に移ってよろしいですかね。

続きまして、議題の(2)番ですね。これは、既に済んだことといたしますか、令和元年度の実施策の事後評価、それから、規制の事後評価ですね。

それから、議題の(3)番と(4)番も一緒にやってしまいましょう。令和2年度重点計画、今、議論したことの初年度分についてのこと。それから、議題の(4)番ですね。事前分析。

これらについて、これまでのことを踏まえて次へという意味で内容が関連しますので、一緒に説明をしていただきまして、それから、皆さんから御意見、御質問いただきたいというふうに思います。

じゃあ、事務局、どうぞよろしくお願ひします。

○村山参事官 はい。承知しました。

それでは、令和元年度実施施策の政策評価書(案)でございますけれども、資料2-2を御覧ください。縦長の表形式のフォーマットの資料でございます。

こちらで、施策目標は、先ほどの新しい中期計画ですと5本柱でしたけれども、令和元年度までは6本柱でやっておりましたので、この六つの柱ごとに施策名というのがまず上のほうにございまして、それから、定量指標、定性指標、その上で、2ページ目になりますけれども、評価・分析、最後に今後の取組の方向性という形でまとめております。

それで、この中で、全部を御説明する時間がございませんので、この評価・分析というところを取り出して、概要資料を御用意しました。これが資料2-1でございます。

この五つの施策目標並びに、それらのあらかじめ設定してある指標について、どれほど達成できたかというのを見やすいように、SからDまでの標語をつけております。

総務省のほうで決めている行政機関共通の評語につきましては、こちらの資料2-1の一番最後のページに抜粋しております。このような目標超過達成であるとか目標達成というのが決められておりまして、これに対して、SからDまで振っております。

3ページ目の表ですけれども、この6本柱、このそれぞれごとに目標達成なのかどうかという標語をつけております。それぞれの柱の指標についても、SからDまでどのような分布になっているかというのをこの3ページの表でまとめております。

御覧いただくと分かるように、中ほど、三つ目と四つ目の施策目標については、B評価の項目が一つずつございますので、全体の評価としてもB評価になっております。その内

容でございますけれども、4ページ目を御覧ください。

一つ目の施策目標、原子力規制行政に対する信頼の確保というところですが、これについては、各種の取組を行うという、もともとの目標を設定しておりますが、全て達成しているということで、A評価になっておりますけれども、一方で、これを実際に年度重点計画の評価ということで、本年3月に原子力規制委員会に諮った際に、様々な指摘を受けております。これは、行政機関として一体的な評価・分析ということになるんですけれども、こっちの資料では分かりやすく、原子力規制委員会による指摘という形で分けて書いております。

この中で、例えば、ホームページの利用のしやすさについても、当初設定していた高齢者、障害者にも見やすいようなホームページにするという目標は達成しているんですけれども、実際に、自分が見たい文書を簡単に検索できるかどうかという文書へのアクセス性というのを考えると、もっと改善しないと駄目だとか、そういった指摘を受けております。

施策目標Ⅱについても、目標として設定していた取組は実施してございますけれども、原子力規制委員会による指摘ということで、5ページ目の下のほうに三つばかりございませぬ、指摘を受けております。

このような指摘について、改善策を考えまして、その次の重点計画、令和2年度の重点計画に反映しているというところがございますので、それについては後ほど説明いたします。

6ページ目の施策目標Ⅲ、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等」の中で、1点、B評価の項目がございまして、これが、東京電力から出てまいります実施計画の認可申請について1年以内に認可するという目標を掲げておりました。これについて、追加の検討や、あるいは解析計算などが必要になって、結果として、東京電力側で検討に時間がかかるといったケースもございまして、その関係で1年以上経過している案件が2件出てまいりました。このため、当初の設定した目標に照らして、達成できていないということでB評価にしております。

また、その次の7ページ目、四つ目の柱、技術・人材の基盤の構築というところですが、これについても、人材育成事業というのをやっておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で、この事業を委託している大学等になりますけれども、事業者を集めた情報交換会であるとか、事業の評価会みたいなものを予定どおりできていないということで、これについては、引き続き、Web会議の活用など検討しているというところで

ございますけれども、年度内に予定どおりできたかというところでは、できなかったということで、B評価にしております。

残る8ページ目、9ページ目の、五つ目の柱、核セキュリティ対策と保障措置、また、六つ目の放射線防護対策、危機管理体制の充実・強化というところについては、全て達成しているということで、A評価にしております。

先ほど申し上げたように、この評価・分析の中で出てきた課題について、次年度の重点計画に反映しておりますけれども、その前に資料2-3というのを御覧いただきたいんですけども、こちらは事業全体の政策評価ではなくて、規制に特化した評価でございます。

これが政策評価法第9条に定められておりまして、この資料2-3の7ページ目にございますように、平成25年に原子力災害対策特別措置法施行令を改正しております。

その当時、この7ページ目に添付しております事前評価資料で事前評価を行ったということなんですけれども、一定の期間が過ぎておりますので、今般、規制の事後評価、総務省のガイドラインに基づきまして、簡素化というフォーマットで事後評価をさせていただいております。

内容としては、原子力災害対策特別措置法の15条の緊急事態宣言の判断基準、例えば、電源が全部なくなったり、冷却ができなくなったり、いろいろな条件が設定されているわけでございますけれども、その中で、敷地境界における放射線量の基準というのがございます。これを、当時、毎時500 μ Svから5 μ Svに変更したというものでございます。これは、東京電力福島第一原子力発電所（1F）事故の際の放射線量の実績を踏まえて、500 μ Svでは、原発の事故などを考えると高過ぎるということで、5 μ Svに変更したというものでございます。

これについて、その後、これを覆すような事象、あるいは、社会的な変化というのはないと考えておりますけれども、この規制の事後評価、簡素化というフォーマットで事前評価時の想定との比較等が求められておりますので、このような形で事後評価を行うというものでございます。

続いて、資料3の原子力規制委員会令和2年度重点計画につきまして、担当の本橋室長から説明をさせていただきます。

○本橋室長 監査・業務改善推進室の本橋でございます。

資料3の原子力規制委員会令和2年度重点計画につきまして、御説明申し上げます。

本計画は、令和2年3月に原子力規制委員会決定をしているものでございます。

2ページ目でございます。前書きでございますけれども、今年度から、中ほどにございますが、本計画を構成する各施策について、三つの区分に分類してございます。

具体的には、(Ⅰ)は既定の方針に基づき確実に実施するもの、(Ⅱ)は一定の新規性のあるもの、(Ⅲ)は新規性が高く挑戦的なものという区分に応じております。この区分につきましては、昨年度の政策評価懇談会の御指摘を踏まえまして、こういった区分で、今年度の重点計画から適用させていただいております。

また、本日は、この区分Ⅲのものと、先ほど御説明させていただきました資料2-1にお示しいたしました原子力規制委員会による指摘を踏まえ、記載した項目を中心に御説明を申し上げます。

3ページ目でございます。

目次でございます。

こちらにつきましては、第2期中期目標の構成に従い、5本柱から成ってございます。そのさらに中項目として、3ないし5項目の項目から成ってございます。

4ページ目でございます。

大きな柱の「1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実」でございます。こちらの上から五つ目のポツでございますけれども、こちらにつきましては、原子力規制委員会の指摘を踏まえまして、「検索性が高く、利用しやすいホームページにリニューアルすること」等について記載しております。

また、その下でございますけれども、「ホームページ掲載資料の検索性向上を図るため、原子力規制委員会のアーカイブ検索システムを整備し、一般公開する。」ということで、こちらは区分Ⅲ、新規性の高いものとして、記載してございます。

また、さらにその下でございますけれども、ホームページ及びアーカイブ検索システムに保存されている資料が将来の情報整理等において連携できるよう仕組みを検討し、効率的なルールづくりを行うということで、こちらも新規性の高いものとしてⅢの区分としてございます。

また、その下でございますけれども、こちらについても、「東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。」ということで、区分Ⅲとさせていただいております。

また、今、申し上げたのは重点計画でございますけれども、この重点計画に対応しております、5ページ目でございますけれども、それぞれの項目に対応させて、評価の視点

というものの項目を設定させていただいております。

こちらについては、個別の説明は省略させていただきますけれども、今、申し上げたとおり、重点計画の各項目に対応させて、評価の視点を記載しております、定量的に示せるものはできるだけ定量的に示しております。

続きまして、6ページ目でございます。

「(2)規制業務を支える業務基盤の充実」でございます。

こちらにつきましては、先ほどの議論でもございましたが、まず一つ目として、マネジメントシステムに関する5か年計画を策定するという。また、原子力規制委員会の指摘を踏まえまして、こちらの計画に基づいて、「マネジメント規程を補完する文書を策定し、マネジメントシステムの組織全体の定着化を進める。」ということも記載しております。

また、その下、国際協力の推進でございます。最初のポツでございますけれども、こちらでも原子力規制委員会の指摘を踏まえまして、最新の知見を反映させるということで、我が国の原子力規制の継続的改善につなげるということを記載しております。

続きまして、7ページ目でございます。

こちらは、管理業務の確実な遂行ということでございますけれども、7ページ目の上から三つ目でございます。「令和3年度に更新予定の行政LANのシステムについて、システムのコンセプトに係る合意形成を庁内で図った上で、事業者決定に向けた調達手続を行う。」ということで、こちらは区分Ⅲとさせていただいておりますけれども、こちらについては、快適なテレワークの環境整備であるとか、全庁的な無線LANの導入といった新たな取組を行うということで、区分Ⅲとさせていただいております。

続きまして、ページ番号8ページ目でございます。

「(3)職員の確保と育成」でございますけれども、その一番の下のポツでございます。原子力規制人材の育成ということで、こちらのポツについて、こちらでも原子力規制委員会の指摘を踏まえまして、次の9ページ目のところでございますけれども、「研修の質の向上に向けて教授法や研修評価手法などについて、調査・検討を行う。」ということを記載しております。

また、その下でございます。上から4ポツ目でございますけれども、こちらでも原子力規制委員会の指摘を踏まえまして、安全研究の人材育成に当たりましては、研究倫理や基本的な姿勢について遵守する取組を行うということで記載しております。

続きまして、11ページ目でございます。

「2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化」でございます。

こちらについては、まず重点計画でございますけれども、上から三つ目のポツでございます。こちらは、原子力規制委員会の指摘として、事業者の安全性向上評価の活用を図るべきであるという意見を踏まえまして、「事業者の安全性向上評価の適切な確認や、審査・検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。」ということで、記載してございます。

続きまして、15ページ目を御覧ください。

中項目の「(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応」ということでございますが、これの上から5ポツ目でございます。「バックフィット制度について、これまでの実績を踏まえ、円滑かつ効率的に制度が運用できるよう、改善点を抽出し、制度の体系化を図る。」ということで、こちらも新規性の高いものとして区分Ⅲとさせていただいております。

また、その下でございます。「審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法の検討・準備を進める。また、リスク情報を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。」ということで、こちらも新規性の高いものとして、区分Ⅲとして整理させていただいております。

そのさらに二つ下のポツでございます。「東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な指導等を行う。」ということで、こちらも区分Ⅲとさせていただいております。

また、その二つ下でございますけれども、こちらにつきましては原子力規制委員会でも指摘がございましたが、ウラン廃棄物につきまして、クリアランス及び埋設処分に関する規制基準の整備に向けた検討を行うということで、区分Ⅲとさせていただいております。

続きまして、17ページ目でございます。

「3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施」でございます。

こちらにつきましては、18ページ目を御覧ください。

(3)でございますけれども、こちらについては、原子力規制委員会の指摘も踏まえまして、いわゆる3Sについて、そのインターフェースの強化について、これらの調和に関する文書に則り、審査・検査等の業務を適切に行うということに記載してございます。

続きまして、19ページ目でございます。

「4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明」でございます。これの(1)の上から三つ目のポツでございます。こちらについても、原子力規制委員会の指摘がございまして、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の進捗や、これまでの実施計画の審査に係る知見の蓄積を踏まえて、合理的な規制ができるよう実施計画を定めるべき事項の見直しを行うということで、記載してございます。

続きまして、21ページ目でございます。

大きな柱、5. でございます。「放射線防護対策及び緊急時対策の的確な実施」ということございまして、(1)の重点計画の上から四つ目のポツでございますが、区分Ⅲと整理させていただいております。「岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。」ということで、こちらについて、区分Ⅲとして整理させていただいております。

また、御説明としては最後になりますが、23ページ目でございます。

こちら、「(4)危機管理体制の整備・運用」の項目でございますけども、23ページ目の上から2ポツ目でございます。こちらについても、原子力規制委員会の指摘も踏まえまして、「緊急時に判断が求められるオフサイト系の対応について、意思決定訓練等を実施するとともに、オンサイト系との連携も含めて、課題となる事項を整理し検討を開始する。」ということで、こちらは区分Ⅲとして整理させていただいております。

以上が令和2年度の重点計画でございまして、今年度、この年度重点計画に従って、各業務を遂行していくということでございます。

説明は以上でございます。

○村山参事官　それで、今、御説明させていただいた重点計画、こちらで計画の個別の事項と、あと、その評価の視点というのを定めております。これらに基づきまして、資料4の「令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」というものを作っております。構図としては、昨年度やったことの振り返り、特に原子力規制委員会による指摘というもの、こちらを踏まえて、この年度重点計画を作って、評価の視点も併せて設定している。

これに基づいて、来年の今頃に、今年度実施施策の評価を行う際に使う事前分析表を策定しているという構造になっております。

この資料4でございます。時間も少なくなってきましたので簡単に説明させていただきますけれども、まず、この5本柱の施策ごとに定量指標、定性指標、それから、3ペー

ジ目のほうに参りますと達成手段ということで、各関連する予算事業を並べております。

それで、定量指標ですけれども、可能な限り、これまでよりも改善を図っておりまして、例えば、1ページ目でいいますと、一番下の段の「職員の確保と育成」に係る指標として、年間の受講者延べ人数を2,500人以上とするといったような、新しい指標を設定したりしているところでございます。

2ページ目のほうの定性指標の6番目、「原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践」というところで、上から5行目になりますけれども、アーカイブシステムの一般公開、そして一般利用者へのアンケートを行い、検索性の向上が図られているかどうかという指標も設定しております。

3ページ目のほうですけれども、指標の8番目、「職員の確保と育成」のところでも、上から7行目ですけれども、人材育成事業の実施状況に関しまして、原子力安全や原子力規制分野に興味を持った人の割合を5割以上にできたかと、そういった目標を設定しております。

また、5ページ目からが2本目の柱の事前分析表になりますけれども、こちらは、従前どおり原子力災害対策特別措置法の10条事象、15条事象、あるいは外部への放射性物質の放出がないかといったアウトカム指標を設けております。

それから10ページ目、三つ目の柱「核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施」というところでも、特定核燃料物質の盗取や妨害破壊行為がないようにということで、アウトカム指標。それから、定性指標のほうの番号3ですけれども、保障措置拡大結論をIAEAから引き続き得られたかどうかという、これもある意味アウトカム指標になると思うんですけども、そういった指標を設定しております。

12ページ目からが、4番目の柱、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等」というところですが、これも、先ほどの原子力規制委員会での議論などを踏まえまして、1年以内に申請を認可するといった、自分のみではコントロールできない目標の設定は取りやめてございます。新しい目標を設定しております。

それから、14ページ目が最後の五つ目の柱、「放射線防護対策及び危機管理体制の充実」ということで、これについても、定量指標の1番目ですけれども、これも新しいものを設定しております。危機管理体制の整備・運用の中で、実際に原子力規制庁の職員が緊急時対応業務に従事するこの時間の割合を5%以上にするという目標を掲げているところでございます。

以上、説明が長くなってしまいましたけれども、令和元年度実施施策の政策評価事後評価の案並びに平成25年に実施した規制の事前評価の事後評価の案、さらに、令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）でございます。これらにつきまして、御意見をいただければ幸いです。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明か資料に対しまして、御意見、御質問、お願いいたします。

どうぞ。

○亀井委員 今までの一連の説明の中でよく分からないのが、アクティビティについて説明されているのか、それとも、その結果としてのアウトカムについて話しているのか。つまり、アウトプットとアウトカムに対する区分けが物すごく曖昧ですよ。これを明確に意識していただきたい。

せっかく重点計画は、計画はこれ、アクティビティが書いてあって、評価の視点と書いてあって、これはアウトカムなんですという形で、これはできているんです。

恐らく、これは、今年のもともとこれを作ったもののベースができているのに、いざ、こういう形で政策評価書を書いたり、あるいは、事前分析表もそうなんです。事前分析表も、正直言って、アクティビティとアウトカムが区別されて、明確に、書いている人は一つ一つ分かるのかもしれないけれども、一覧した瞬間にもう分からなくなる。それは、私たちが読み取れないのではなくて、多分、やっているほうも分からなくなってくる。

原子力規制の場合は粛々とやることによって達成されるから、アクティビティそのものがアウトカムと直結する場合があるのも、それはよく分かるんです。だとするならば、それはそういうことだから、ここはアクティビティを目標にしています。それから、ここは、でも、いろんな努力があるし、さらには事業者の努力だとか、国民の協力も得ながらやらなきゃいけないんだから、その結果として、アウトカムを目標にしなければいけないものというのも一方であるはずなんです。

そこを明確に、現時点で意識して、これは、だから、アクティビティを目標にします、あるいは、その結果としてのアウトカムを目標にしますということを明示的にしていただきたい。ぜひ、していただきたい。これは、今年の課題にしていきたいと思います。

今から、今までやったものを全部書き直してくださいとか、そういうことを、あまり机をひっくり返すようなことは申し上げるつもりはありません。これは、そんなに簡単な作業ではないはずなんです。なんだけれども、もう一回、私たちの仕事の性質上、粛々とや

るからアクティビティを目標とするものと、そうではなくて、いろんな関係者の協力を得ながらやっていくから、アウトカムを目標とするものというものをしっかりやっていただきたい。そうすれば、S、A、B、Cの中で、何かコロナの影響でできなかったから、これはBになりましたというような話がなくなるはずなんです。

多分、皆さん、実際にやっていらっしゃっていて、何か変だなと、何でこれはBになるんだろう。だって、しょうがないじゃないという話をBにしているということについては、だから、アクティビティはできなかったけれども、アウトカムはできているんだからいいんだというような形の評価になるはずで、そこら辺は、総務省の行政評価局のガイドラインというのは、これは、各省庁適用されるように、各省適用されるように作っていらっしゃるわけですので、そこら辺は原子力規制委員会、原子力規制庁としての考え方というのをもっとしっかり示されたらいいんじゃないか。

そのためには何をしたらいいかという、アクティビティとアウトカムを明確に意識するということが必要で、それが、自分たちはどっちを志向しているんだということをはっきりさせることが大変必要なんじゃないかなと思います。

もう一つ、ぜひ、書いていただきたいのは、この1年間にあった環境変化って、しっかり書いていただきたいんです。例えば、新型コロナウイルスの影響、これは多分いろんな影響をそれぞれの分野で及ぼしているはずで、あるいは、技術の変化。想定し得なかったけども、こういう新たな技術が、例えばヨーロッパで見出されましたとか、そういう運用が始まりましたとか、そういったような様々な変化に私たちはさらされている中で、原子力規制が変化に対して無縁であるはずがないわけですね。その変化があったということが、評価の中に一つも書かれていないというのは、多分あり得ないことで、その評価を受けて、私たちは何をしましたということも、能動的に対応しなきゃいけないもの、いや、これは当面、静観しなきゃいけないもの。私たちは、それに対してどう対応したのかということが、評価の段階で見えるものであってほしいなというふうに思います。

ぜひ、今、申し上げたようなところというところは、ご検討いただきたいなと思います。

そこら辺も、抱負で結構ですので、方向感について、お話しいただければと思います。

○飯塚座長 では、決意表明が欲しいと言っていますけど。

○荻野長官 決意なので、私が。

確かに、それは本当にこの手の作業で日々感じていることですので、原子力規制委員会、原子力規制庁として、あるいは、各それぞれの部門の仕事に照らして、これは何なんだと

いうことを、それは来年に向けて意識的に区別する取組を進めて、引き続き、また御指導
いただきたいと思います。

○亀井委員 これは、嫌な言い方をすると、これは評価のための評価に見えちゃうんです
よ。

私たちは、これは別に評価のために評価しているのではなくて、原子力規制そのものを
有効に活用する、あるいは、先ほどもお話がありましたけども、前例にとらわれないアク
ティビティが具体的に一つ一つの場面においてされるようにする組織をどうやって作って
いくかということを見せていただいているので、どうしても、行政の皆さんは評価という
と何か後ろ向きで、生産的でない仕事だというふうに考えがちなんですけども、評価をする
ことによって、自分がやっている仕事の意義をもう一回明らかにして、生産性を高めるとい
う方向にさせていただくことがとても大事だと思いますので、ぜひ、そこはよろしく願い
たいと思います。

○飯塚座長 ほかにございますか。

城山委員。

○城山委員 2点、感想というかコメントなんですけども、一つは、今日の資料でいうと、資
料2-1というのはなかなか面白くできているという印象を持ちまして、つまり、ある意味
では、内部プロセスだと思いますけども、原子力規制庁の原案に対するコメントと、それ
から原子力規制委員会の中の議論で出てきたことを書き分けていただいているので、どう
いう内部で議論されたかというのは分かって、ある意味では、ダイナミックで面白いんで
すけど、最後のフォーマルな文書の2-2とかは何かつまらないという、さっきの評価のた
めの評価だなという、正直言って、感想を持ちました。そこの工夫ができないのかなとい
う気がしています。

例えば、2-2のほうでいうと、もともと事前分析書に書いてあることをちゃんとやりま
したかどうかということなので、それを淡々とやりました、やりました、やりましたと書
かざるを得ないのかもしれませんが、多分、2-1のほうにある原子力規制委員会における
指摘というのは、やる中で、どういう課題が発見されましたかということ結構幾つか書
いていただいているので、本当はそういうのも政策評価書のほうにも少しあってもいいの
かなと思います。

確かに定量評価の部分は、もうYES or NOでしか書けないんですけども、定性評価のとき
には、確かに幾つかの視点はありますけれども、多分、ジェネラルに書かれているようなこ

ともあるので、多分、これはできたけども、こういう課題はありますと。例えば、ホームページの話も、確かに事前評価書の案のところだと、何かあるシステムを入れたかどうかみたい話に限定されているので、さっきのアーカイブの話なんかは書かれていないので、書けないというのは確かにそうかなという気もしますが、そうはいつでも、もうちょっと広い文脈の中で、定性的にこういう課題があるぐらいのことは、むしろ書いていただいてもいいのかなという気がします。

むしろ形式的な、さっきのコロナでできなかったBよりは、別にBにする必要はないんですけども、こういうことをきちっと課題認識しているんだということを評価書の中で示していただいたほうが、多分、ちゃんと考えているんだということがよく分かるんだと思います。

実態としては、最後にお話しいただいた来年度の重点項目の中に、実は、いろいろ具体的にに入れていただいているということは、よく聞けば分かるんですけども、多分、そのプロセス自身を外に見せることが必要かなというのも思いますので、評価の中で、こういうことは気づきましたと。それを踏まえて、重点、次年度の重点はこういうふうに変えていきますという、そういう少しダイナミックな要素が見えるような形で、多少、2-2を工夫していただけるといいのかなというのが一つ目の感想です。

それから、もう一つは、これは事前の御説明のときにも申し上げたんですが、2-3の話なんですけども、この事前評価の話なんですけども、これを原子力規制庁だけに強いるのは酷だといえば酷なのですが、これは、いわゆるアメリカなんかで規制インパクト分析と言われているようなもので、よくも悪くも、相当無理をさせられないんですけど、規制を入れるときにどういうコストがあって、どういうベネフィットがあるかということになるべく可視化して、それで判断をしましょうと。もともとアメリカの中でいうと規制緩和の文脈で入ってきた話なので、一定のバイアスはあるんですけども、そういう仕組みも日本も入れますということで、多分、これは行政管理局がチェックしているんだと思いますが。ただ、日本ではなかなかこれは現実に確かに機能していないですね。

しばしば言われるのは、そのサンセット条項が入っているかどうかとか、そういうところだけ見ているという説もあるので、それをちゃんとやれというのはなかなか酷な部分もあるんですけども、ただ、これは何かもうちょっとちゃんとできないのかなというのが正直な思いです。

マクロでいうと、原子力規制庁というのは原子力という重要な課題を抱えていると同時

に、1,000人を抱えている規制機関という、多分、日本の中ではある程度ちゃんとリソースも付与して、ちゃんと規制をやりますよということを、ある意味では標榜しているのです、そういう意味でいうと、規制のクオリティチェックのモデルというか、やれることはなるべくやるんだというようなことを示すことは大事で、そのときに、こういう文書というのは結構、地味だけでも大事なんだと思うんですね。

要は、要するに想定できないから、計算できませんということを書いているんですけども、ただ、例えば、金額的なことはできなくても、こういう避難の規制の閾値を下げることによって、こういう追加的なコストがあるだとか、逆に、こういう追加的なベネフィットがあるとか、定性的なことを整理するというだけでもいいかもしれませんし、あるいは、そういう整理した項目が、仮に原子力の災害がなかったとしても、例えば、自然災害のいろんな経験を見ていると、実は、こういうことがあるんだということが分かったということもあり得るわけですね。

例えば、前回の福島の事故でいうと、避難のときに、結構、高齢者とか、病院にいる人がいろいろ、まさにリスクにさらされたというようなこともあるので、そういうことを、それなりにボトムアップにきちんと考えているんですよということは、考えているということを示していただくことは重要なのではないかなという気がします。

そういう意味でいうと、これは、いわゆる簡素化版ですが、この2-3の2ページの2ポツの費用及び間接的な影響の把握のところ、もうちょっと、少なくとも定性的かもしれませんが、ある程度整理できるんだみたいなことは、そういう方向性を持って検討しているんだということは言っただけるといいのかなと思いました。これは、多分、恐らく大きな話でいうと、安全目標みたいなものを議論しつつも、なかなか、えいやで決められないということともリンクしてくるので、難しい話だということは重々周知していますけど、少し工夫をしていただければなと思いました。

以上です。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

藤田委員、お願いします。

○藤田委員 ありがとうございます。

2点ございます。

1点目は、先ほどの亀井委員が一般化して言ってくださったんですけども、私も、新型コロナウイルスの影響というのが、原子力規制委員会あるいは原子力規制庁にどのようなインパ

クト、どのような影響があったのかというのは大変関心がございます。

それで、今はまた、ビヨンドコロナというか、さらにコロナを超えた新しい社会、新しいシステム、組織ということも盛んに論じられ始めたかと思うんですけれども、重点計画ですとか、そういったところに、今後のビヨンドコロナの視点というのがあるのかどうかというのをお伺いしたい点であります。それが第1点目です。

それから、第2点目はコメントなんですけれども、事前分析表で、全体として定量指標よりも定性指標が中心なのかなと。

先ほどの御説明の中でも、定量指標に対しては、御苦労されているというような御発言もあったかと思うんですけれども、定性指標が中心になるというのは、それはそれでいいと思うんです。定性指標を基準にして評価をしたほうがきめ細かい評価ができるという利点もありますから、無理に数値化しようとする必要はないかと思うんですけれども、ただ、数少ない定量指標にも、あまり効果的でないと思われるようなものが散見されました。例えば、最初の会議の公開の100%という目標が掲げられているんですけれども、ここ数年の実績というのが全て100%で、また目標として掲げられているんですけれども、これは定量指標にする必要があるのかなというのと思うんですね。100%を前提として、もし、それが達成されなかったときに、その理由とか改善策とか、そういったものを定性評価すればよい話ではないのかなと思います。

これは、例えば、施策目標2. のところの通報件数のゼロ件なども同様だと思うんですね。ゼロを前提として、もし、それがあった場合も、そのまま分析を充実させるということで、あえて数値として、定量指標として上げる必要があるのかなというの疑問に思いました。

それから、施策目標1. の定員に対する実員数の割合ということなんですけれども、これも、昨年度が95.4%の数字で、これを95%ということで、これは現状維持ということですよ、数字上は。後ろにも、定性指標の8で、これを含めて、女性の割合とか、障害者の割合とか、そういった指標が掲げられていますので、この指標に基づいて丁寧に評価していけばいいのではないのかなと思ひまして、必ずしも定量指標が必要なのかということも少し疑問に感じました。

以上です。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

よろしいですね。

どうぞ。

○片山次長 原子力規制庁次長の片山です。

新型コロナの影響でございますけれども、令和元年度については、影響といっても、最後の一月足らずのところの影響が集中していたということではないかと思っておりますので、たまたま、その時期に会議の開催なんかを予定していたものが飛んでしまって、できなかった、さっきの人材育成なんか典型的なパターンですけれども、そういうところにとどまっておりました。

ただ、令和2年度に入って、年度が替わるぐらいから、原子力規制庁でも原則在宅勤務、出てこざるを得ない者だけ出てくるのを認める。ただし、そのときも2班体制で、その2班というのが濃厚接触しないようにシフトを組めとか、危機管理要員は宿舎が貸与されていますので、そこに籠もって役所に出勤しろとか、かなり、要は、危機管理体制が倒れないように注意をするということ。なおかつ、業務というのをいかに継続していくのかということによってまいりました。

そういう意味で、実は、当庁のITシステムというのが、不幸なことにシンクライアントが全面的に霞が関で採用され始める前に、要するに5年の更新期を迎えて、ちょうどそのはざまに入ったものですから、シンクライアント対応ができていない。

そういう中で、IT機器を緊急調達しながら、あるいは、ぎりぎりセキュリティーポリシー上どこまで認めることができるのかというふうのも考えながら、在宅勤務をさせて何とかやってきた。ですから、4月、5月は在宅勤務の比率が概ね7割近くになるような中で、仕事をやってまいりました。

それから、審査会合等々、会合についても、今、このようにWebシステムでやるということをやりは始める前は結構大変でございまして、事業者のシステムとの調和で、どういうWeb会議システムを使うのがいいのかとか。それから、先ほど定量目標で公開性というのは、もういいんじゃないかという話があったんですけれども、100%の公開性を満たすために、ある種、今こういうWeb会議でやっている場面をインターネット中継をするという、言わば、ミニテレビ局みたいなことをやりながら、ずっと公開性を維持してきたわけです。

そのためには、資機材の整備だとか、ノウハウの開発みたいなものも含めて、かなりチャレンジングなことをやりながら、今、それが相当程度定着をしてきているというような取組をやってまいりました。

ですから、業務効率が変わらなかったかといえば、それは落ちたところはかなりあると

は思いますけれども、それでも、かなりのところは業務が継続できていったのではないかなというふうに思っております。

では、今後ということをございますけれども、一番大きいのが、重点計画にもありましたけれども、情報インフラというものについて、シンクライアントを前提にしたような世界に行くんだろうなど。そういうふうになってきますと、我々、公務員の世界なので、人事院規則なんかがどういうふうに今後変わってくるのかというのに相当影響されてしまうんですけれども、テレワークということを中心に働き方というのをいろいろ考えていかなきゃいけない。そういうふうになってきたときに、管理職というのはどう職員をマネジメントしていったらいいのか。いろいろとマネジメントの上でも考えなければいけないことがたくさんあるだろうなど。だから、我々は、まず、ITインフラをちゃんとつくった上で、そういうマネジメントの仕方というのを考えていかなきゃいけない。ぜひ、そういうのが各省考えられるように、人事院とか何かも考えてもらえると、我々としてはありがたいなというふうに思っております。

それから、目標の話、一部申し上げましたけれども、例えば、職員の確保という、定員の充足率なんですけれども、これは毎年毎年、機構・定員要求をして、定員が増えるなり減るなりというのがあります。それから、職員の退職というのもあります。そういうのを管理しながら、新卒採用、中途採用というのをどういうふうに組み合わせて、しっかりと実員を確保していくかという意味で、やはり定量的な目標というのは、我々は大事だというふうに思っております。こういう比率が達成できなければ、当然、定員要求、定員を増やしてくれといっても、じゃあ、充足もしていないのに、まずやることをやってから出直しておいでということになりますので、この目標というのは、意外に我々の人事政策上、大事な目標じゃないかなというふうに思っているところでございます。

その他、御指摘いただいたところは工夫できるところは工夫していきたいと思っておりますけど、もし、村山参事官から補足があれば。

よろしいですか。

○村山参事官 はい。

○片山次長 以上です。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

どうぞ、町委員、お願いします。

○町委員 私のほうからは、原子力施設の審査が粛々と進んでいますけれども、原子力規

制庁として、原子力規制委員会としては、厳正かつ適切に審査を進めているとは思いますが、ここ1年ぐらいで伝わってくるあれだと、原発を動かしている事業者自体の体質ですよ。関西電力がいっぱいお金を受け取っていたというのは、これは原子力規制庁の管轄ではないかもしれないですけども、事故が起きたら命に関わる原発を動かしている事業者として本当に的確なのかという意味では、問題も大きいなと思います。

あとは、東海再処理施設でも、日本原子力研究開発機構さんも遅れが出たりとか、あとは、敦賀原発でデータ書換えは、これは原電さんですか。

ここに来て、2011年に事故が起きて来年で10年になりますけれども、原発を動かす運営している事業者の緩みが出ているんじゃないかなというような感じがします。審査が粛々と長く続いていて、動かしたい思いもあるのかもしれないですけども、そういう意味で、原子力規制庁としては厳正かつ適切にやっているつもりでも、審査に臨んでいる事業者とコミュニケーションも取っていらっしゃると思いますので、ハード面が書類上ちゃんとしているだけではなくて、ちゃんと事業者として運営する資格があるかという部分も、厳しく今後も指導して行ってほしいと思います。

だから、これは事業者があつての評価なので、なかなか評価をどこですか、盛り込むかは難しいと思うんですが、そこが、この「厳正」と「適切」は事業者にも求めたいなというのを感じました。

もう一つは、福島第一原発の廃炉作業ですけども、こちらはBが1個ついています。

これも、原子力規制庁だけでは評価というか、出し切れない部分があると思います。これもまた、廃炉作業のほうも、溶けた燃料の取出しが10年遅れるということも報道されたりしております。掲げられた進捗の目標どおりには進まない。ただ、でも、30年、40年で終わらせるというところは、据え置いているんですけども。

ここに関しても、まだ汚染水の問題も、最近はあまり報道されることもなくなりました。それでも、まだ毎日100tを超える汚染水が出続けておりますし。海に放出するのかどうかというところの、これも、もう経済産業省のほうでは検討は終わって、次は、実際どうするのかというところで、そのリスク評価は恐らく原子力規制委員会がやるんじゃないかというふうに思いますので、そういう意味では、この福島第一原発の状況って何が変わったのかというところでは、10年経とうとしているのに、放射線量が下がったりとか、そういう努力は、現場で新型コロナの感染のある中でも進んでいるんだと思うんですけども、そういう意味では、この二つに関しては、いま一度、次年度も気を引き締めて、作業のほう

を進めていただきたいなというふうに思いました。

取りあえず、その二つです。

○飯塚座長 どうぞお願いします。

○荻野長官 一般的なお答えになりますけれども、事業者の関係で、やや開いた口が塞がらないような出来事がありますが、それは、まず一義的には経済産業省なりがきちんと監督をしてもらう。あるいは、当事者がもっとしっかりしてもらうということです。

そういったことも含めて、我々として、経営者ともきちんとコミュニケーションを取って、正すべきは正していただきたいということかと思えます。

それから、日本原子力研究開発機構のお話、これはいわゆる営利企業ではないので状況は違いますけれども、国立研究開発法人として、特に、過去のいろいろなストックといたしますか、レガシー施設をどう撤退していくかというのは、予算の制約の下、そうはいっても、きっちり責任を持ってもらわなきゃならなくて、これも文部科学省の管轄の下ではございますけれども、我々としてもしっかり監視をしていきたいと思えます。

それから、1Fでございますけれども、これはAs-Isの現状として、1F自体がその周辺に御迷惑をかけるような状態ではないということではございますけれども、全体としての、非常に中長期目標としての廃炉のステップがどうなるかというのは、これは監視チームを設けまして、今、伴委員が担当委員として、コロナであれですけれども、足しげく現場にも行って監視をしていくということかと思えます。

また、いわゆる処理済水云々のお話につきましては、これは現在、経済産業省で処理方法を定めるということでございますけれども、処理方法が選択されましたら、その安全上の規制というものは、我々はその段階できちんとやっていく。あるいは、モニタリングをきちんとやっていく。そういうようなことかと思えます。

○飯塚座長 どうぞ、大屋委員。

○大屋委員 慶応義塾大学の大屋でございます。

まず最初に、重点計画のほうで、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲということで御紹介いただきました。確実に実施するものと一定の新規性があるものと挑戦的なものを区別されたという点については、非常に興味深く、また、これ自体が挑戦的な取組ですばらしいと思えます。

これを基に、評価のときに、めり張りをつける形でやっていただきたいというふうに思いますし、あと、これを基にして進めるわけですけれども、予想外の挑戦的事象というのが発生してしまったと、先ほど次長からも御紹介がありましたコロナの問題が出てきてい

るところで、Ⅰのところをどれだけ着実にやれるかというところ自体が、結構危険な状況に陥ってきているというふうには思います。ですので、もちろんⅢまでできるにこしたことはないわけですが、まずはⅠからという、足元について、きちんと取り組んでいただきたいというふうには思います。

それを踏まえてではあるのですが、政策評価のほうについて申し上げますと、これは亀井先生がおっしゃったことと同じで、今、直ちにやれとか、そういうことでは全然ないということを前提に申し上げますが、そもそも消防署の評価をするのに出動件数を計るのはよくないよねというのが根本的だと思っております、しかも、消防署だと確率的に何件か起きるんですけど、確率的にあんまり起きられると困るものを扱っておられるということで、これは藤田委員からも御指摘があったとおりで、かなりの割合の定量指標が事実上はゼロか1になっておるとい状況はあるわけですね。

もちろん、これは原子力規制庁の現在の精神を示すものなので、ぜひ書きたいと。例えば、会議公開率100%って、まさにそれだと思いますので、そういうものがあってもいいと思うんですが、もうちょっと工夫をされる余地はあるだろうなというふうに思いました。

というのは、先ほど消防署の例を挙げましたけれども、消防署でいうならば、実際に出動しちゃったところで、それがどう収まりましたかというところで計られている指標と、出動まで行かなかったんだけど、もし出動することになったらできるための体制というのが、どこでどの程度整備されましたかという二つの局面に分けることはでき、体制のところ、特に最も典型的なのは、要するに、教育訓練であるとか、あるいは、次長がおっしゃった充足率ですね。人員施設の充実度というものがどのぐらいあるかということが多少定量化して測れるところがあるであろうと。そうすると、例えば、もちろん、技術基盤強化なんか、2ポツのところですね。通報件数とか放出件数、これはゼロでないというものは、これはこれでいいんですけども、その手前の体制のところ、例えば、国際的な協調をしなきゃいけないですよとか、輸送分野に関する国内規則の取入れとか、フォローアップミッションによる指摘事項に対応できましたかみたいなことが書いてあるわけで、これは定性で書いてあるわけですが、例えば、こういう検討会を定期的にやりましたかとか、予定を年6回やるとしたら6回できましたか、あるいは、指摘事項への対応というのは何件取りましたかみたいなことは、若干、定量化していくことはできるでしょうねと。

このような取組の一つのパターンとしているのが、実は、5. の定量指標1で、これは、

要するに労働時間の5%はちゃんと教育訓練を受けましょうというやつですよ。

こういう形で、あるいは、1. の5で出てくる、要するに、職員確保・育成のところでは、2,500件の教育訓練、研修をしましょうみたいなところでできているところだと思いますので、こういうものをもうちょっと前面に出してもいいのかな。逆に、事故ゼロ件を目指しますというのは、あまり数にする必要は本来ないので、それはもうどこかに書いておけばいいのかなというような印象は持ったところです。

以上です。

○飯塚座長 私から幾つかいいですかね。

一つは、令和元年度の結果を見たときに、1本目の柱については、要するに信頼性のことをうたっているわけで、結局、信頼性が上がったのかということに関しては、なかなか表現は難しいんだけど言及すべきじゃないかなというふうには思いました。これだけのことをやったと。だから、これをやることはすなわち信頼性に直結するんだということを言っておくべきじゃないかと思いました。

もう一つは、B評価、これは必ずしも自責でないものがあったり、読み切れない環境変化、読むに読めない環境変化があって、それが理由で目標を完全には達成できなかったと言って、そういうものまでBにしなきゃいけないというのは、いかがなものかという感じがしました。

結局は、これから、次は今後の重点の目標というか計画と、それから、評価の計画みたいなものを分析のほうでやっているわけだけでも、ぜひ入れてほしいなと思う提案が一つあります。それは何かというと、結局、評価するとき、目標にしていることと、それから実績、できた結果との形式的照合ではなくて、四つの視点できちんと見る。その第一は、こういう計画を立案し、目標を決めたときに想定した環境が想定どおりだったのかどうかということです。追い風かもしれないし、逆風かもしれないということがあり、このことを考慮すれば別のことが言えるかもしれないということです。それについて、事前にどこまで読むことができたのか。もちろん予測しながら行くわけで、そういうことに関する、環境に関する認識が自分らはまともだったのかということの評価したいと思います。

2番目が、目標なり目的にしていることはまともだったのかということです。何か抜けていることがあるかもしれないし、そんなことをしなくてもよかったかもしれないし、あとは、目標レベルですよ、これが適切だったのかということ、それも評価のときに考えるべきじゃないかなと感じました。甘い目標で達成できちゃったとか、意味のない目標

を達成しても、それこそ意味がないわけで、そんなことを気にしました。

3番目が、目標を達成するための方策、実施事項ですね。これが目標達成のために有効な手段だったのかを評価したいと思います。有効で効果的だったか、妥当なものであったのかということです。目標達成計画そのものの適切性、これをちゃんと評価することを入れたほうがいいかなという感じました。本当に、それをやったら目標を達成できるような方策だったんですかということ。先ほど、亀井先生から出てきたのがアウトカムとアクティビティの話だったけど、このアウトカムのためには、これをやること自体がもう直結なんだという施策は、すぐ説明できるわけだけでも、そうでないものについて、目的達成のために最適な妥当な手段だったのかを振り返ってみるという感じのことも含めての話です。

四つ目は、結局は、方策、実施計画を定めてこういうふうにしましょうねと計画したこと自体が実行できたのか、やったのかということです。それは、できたのにやらないのはまずいし、できなくなったこと自体がしょうがなかったら、それはそれでよいわけじゃないですか。そんなことも含めたいと思うし、それから、想定していない様々な外乱やノイズが入ってきたときに、それに対して、上手に立ち回ってきたかどうか、レジリエンスというのか分からないけど、その手の環境適応をその場その場でやっていくような能力について評価するのも意味があると思います。こうした様々なことをチャレンジしたほうが面白いんじゃないかなという感じがしました。

それだけ難しい仕事をしているわけだから、単純に基準と実績を照合して、ああだこうだ、マル、バツをつけて、何点だというのじゃなくて、自分たちは良く考えた評価をしていることを訴えたいということです。

さっき城山先生は資料2-2は面白くないと言ったけども、2-2のうちの分析とか今後のことの記述を工夫すれば面白くなるのではないですか。自分たちは、ここまで考えて、こういうふうに評価して、今後はこうしたいと思っているということを評価の際にやってみることを期待します。

ぜひ、これもチャレンジしてほしいなというふうに思っていますけど、いかがでしょうか。

○片山次長 非常に面白い御指摘だなと思って、ただ、なかなかそれを自己評価しろといったら、その評価する能力はあるのかという問題にも直面はするんですけども、森羅万象を知っている人っていないんですけども、現実的には、今、飯塚先生がおっしゃったような項目というのをチェックリストでもつけさせて、イエスじゃない。つまり、という

ようなところは、じゃあ、自分なりにどうだというのを書かせてみるというような、まずは簡単のところから始めるだけでも、相当、まず評価をするに当たって、物事を考えさせるきっかけにはなるようなことなんでしょうか。

○飯塚座長 逆に質問されるとは思わなかったけども、評価の視点というのを書くじゃないですか、その前に。評価の視点、文書として出しちゃうものは、これでいいかもしれないけども、この裏で、私たちはこんな視点で行こうねということを内部でいろいろ検討しておくことで、随分、補強できるというふうに思います。

○片山次長 それを、いかにコストを安く1,000人の組織に浸透させるかという頭で、すみません、次長という職にあるもので、すぐ考えた発想をしてしまうんですけども、御指摘を踏まえて、何か工夫できるか考えてみたいと思います。

○飯塚座長 ほかに何かまだございますでしょうか。

どうぞ。亀井委員、どうぞ。

○亀井委員 今の話でいうと、多分、評価そのものの作業をガイドしてあげるんだと思います。

今の先生のお話をこっちに織り込んじゃうと、またそれはそれで、今度、煩雑になってきて訳が分からなくなってくるので、考え方をガイドしてあげて、多分、ここで委員全員がしゃべっている話は、何を言っているかというところ、形式的な評価はしなくていいと言っているんです。そうではなくて、それをすることによって、具体的な改善、具体的にありたい姿に一步でも近づくように、生産的にできるような人材を育て、かつ、具体的にアクションにつながるようなことをしましょう。

実は、そこはいきなり、じゃあ、やりなさいと言われても、できない人は多いです。特に、組織で硬直化しちゃっていると、できない場合は多いです。「それはそれとして」という話が始まります。

だから、そうではなくて、具体的に何をすればいいのかというところを、ある種、何かガイドラインみたいな形で、これはこれで公開文書とするとしていいというのは、先ほど座長からお話があったとおりでなんですけれども、それよりもむしろ、今お話があったような形で考えていって、僕たちはやるべきことをやったんですけども、思ったように世の中は動かなかった。あれ、この間は何があったんだろうなとすると、それは大きく分けて二つあって、僕たちはやったけども、ほかの人が動かなかったという話か、あるいは、そもそもやるのが間違っていたという場合か、大きく分けて二つなだけども、それは

どっちだったんだろうかみたいなことをきちんと検討する。それがアウトプットとアウトカムの間を考えるとということなので。

そこを、今、大体、行政でやり取りしていて感じるのは、急にアウトプットとアウトカムって、何か変な片仮名を言われて、訳が分からないという感じなんですよ。だけど、そこは、ごめんなさい。皆さん考える力は本当ありますよねと思いながら、こっちはずっと言っているんだけど、あくまでも評価は後ろ向きで、もう終わった話なので、俺たちはそこは知ったことじゃなくて、予算を早く取りたいからという形の発想になっちゃっているのを、いやいや、そうじゃなくて、政策立案につながる評価をやりましょうという話なので。何かそこはガイドしてあげると、今の話は、まさにその話に直結するかなと思いました。

○飯塚座長 そうですね。済んだことですからね。

済んだことを悔やんでもしょうがないわけで、これからどうしようぜという自分らの学習の機会になればいいという。もちろん結果をちゃんと出さなきゃいけないんだけど、でも、その可能性を高めていくということだというふうに思うんですよね。

○荻野長官 ありがとうございます。

先ほど、城山先生から2-1の資料で、内部のやり取りが分かって面白いというお話がありました。これは、まさに原子力規制委員会の特徴で、基本的に原子力規制委員会の意思決定は全部、単に文書を公開じゃなくて、本当にリアルタイムで映像で公開してやっていて、事務局説明が倒されることが日常茶飯事ということでやっている。それを、まさにこの評価の中でも、こういう指摘がありましてということで、むしろ、総体としては原子力規制委員会全体の自己評価ですけど、自己評価の中を見える化することで活性化しようということなんです。

その過程で、今回の重点計画から粛々もの、新規性、チャレンジングという三つの区分を入れて、これは、前回の政策評価懇談会の御指摘です。

これも公開されている話ですけど、当初、5年間の中期目標をそれでやろうかという案を作って、原子力規制委員会にかけたら、これは非常にすごい違和感があると言われて、こんなの世界の中で見たことがないというような話になって、中期目標としてはこういう形で落ち着いた上で、そうはいつでも、そういった視点を個別の業務ごとに当てはめていくのはいいのではないかとということで、僕の中の感じだと、じゃあ、このⅠ、Ⅱ、Ⅲのどれに当てはまりますかということをもまずは考えてもらうということで、それは考える機会に

なったんじゃないかと思うんです。

そういった意味で、アクティビティなのかアウトカムなのかとか、それから、評価でAとかBとかで迷うけれども、飯塚先生の四つの視点でいえればどうなのかという、この頭の働かせ方というか、それを非常にアイデアをいただいて織り込んでいくというのは、割と、霞ヶ関の中では、そういう変わったことを試してみても駄目だと言われるとか、そういうことが平気な役所でもありますので、それは工夫をぜひしていきたいと思います。

○飯塚座長 どうもありがとうございました。

ほかに何か。

町委員、どうぞ。

○町委員 どうしても、原発だと再稼働するかどうか注目されるんですけど、今後の重点等計画の中でも、16ページに廃止措置が安全に各地で実行されているとか、あと、中深度処分、これも核のごみをどうするのかという問題だと思います。再稼働、プラス、もう廃炉になった原発も数が増えております。これから本当に廃炉時代に入ってくるんだと思いますし、最初に指摘したとおり、国のエネルギー政策は恐らく大きくかじを切ろうとしている中で、この部分というのは本当にきちんとやっていないと。これこそやっていくと、世界に、日本が原発をどうやって安全に運営して、最後処理していくのかというところのモデルを示す部分だと思うので、ここはすごく大事ななというふうに思っております。

どなたかの委員から、変化に対応するというのがありましたけども、まさにこの部分は、これから5年ではなく、もう本当に10年、恐らく100年、何万年先に残す負の遺産でもあるので、ここら辺のあたりも本当に重点的にやっていただければというふうに思います。

あとは、本当にエネルギーのベストミックスが原発20から23を目指していますけど、現実問題として、そこまで行かないということをやちゃんとデータで示すのも、原子力規制庁の規制側の、私は役割かなというふうに思いますので、そこら辺も、前例にとらわれずに、変化に対応して、ちゃんと示していただければと思います。

あと、もう一つは、1Fの事故分析がまた始まるという、新型コロナの影響で、また調査の関連は止まって影響は受けているのかと思うんですが、調査が再開ということなので、今年度中に中間報告なんていうのを伝えられています。これは、コロナでずれたとしても致し方ないかなと思うんですが。この事故分析のほうも、しっかりと、これは原子力規制庁ができた役割の一つはここだと思いますので、未来に向けての廃炉時代の在り方と、ま

た、過去に起こしたことのちゃんとした検証と、今後に生かすという、この二つは本当に大事だと思いますので、よろしくお願いします。

○飯塚座長 よろしゅうございますか。

どうもいろいろありがとうございました。

じゃあ、今日、いろいろヒントになる意見、指摘がいっぱいありましたので、それらを踏まえて、必要ならば、今日説明いただいた資料を直すなり、あるいは、もっと重要なのは、これを使って、これから活動していくときに、それを生かしていただければいいかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議題は、今日、二つ。この二つを用意したんですけども、何かほかに先生方からコメントはございますか。よろしゅうございますか。

そうですね。じゃあ、これで、令和2年度の第1回原子力規制委員会の政策評価懇談会を終了いたします。

最後、事務局から何か御連絡があったら、お願いいたします。

○村山参事官 本日は、ありがとうございました。

本日いただきました御意見、御指摘を踏まえまして、この政策評価書、規制の事後評価書、事前分析表については、必要な修正等を施した上で、予定といたしましては、本年8月頃の原子力規制委員会にて決定した後、原子力規制委員会ホームページで公表したいと考えております。

また、本日の議事内容につきましては、議事録を作成の上、原子力規制委員会ホームページで公表させていただきますので、御承知おきいただければと思います。

本日は、お忙しいところ、大変ありがとうございました。